

書式第 7 8

認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許出願番号

2 請求人

識別番号

住所（居所）

氏名（名称）

電話番号

(3 利害関係を有する事由)

4 証明書の数

通

5 交付の方法

手交

郵送

6 手数料の額

7 添付書類の目録

(1) (利害関係人であることを証明する書面 1 通)

(2) ()

(円)

〔備考〕

- 1 「特許出願番号」には、「令和〇〇年特許願〇〇〇〇〇〇号」又は「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように記載する。
- 2 一請求書で複数の特許仮実施権原簿の交付請求をしようとするときは、特許出願番号の欄に、請求しようとする特許出願番号を全て記載する。
- 3 「利害関係を有する事由」は、交付を求める証明書が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書の規定による証明書」の場合に限り、利害関係を有する事由を「仮専用実施権者」「特許を受ける権利の差押債権者」「仮通常実施権者の破産管財人」のように記載する。
- 4 「証明書の数」には、証明書の交付を請求する数を記載する。
- 5 「交付の方法」には、当該証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載し、「手交」の場合には併せて、担当者名及び連絡先も記載する。
- 6 「手数料の額」には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「手数料の額」を「指定立替納付」とし、「指定立替納付」の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。

- 7 交付を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「添付書類の目録」に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 8 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。
- 10 その他は、特許法施行規則様式第3の備考1から3まで、7から9まで及び14から16までと同様とする。

(改訂令和4・4)